

教育福祉委員会審査日程表

日時 平成27年9月15日(火)

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第15号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情書
- 第2 議案第62号 平成26年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3 議案第60号 平成27年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第4 議案第63号 平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第61号 平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第6 議案第64号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第65号 指定管理者の指定について(流山市民総合体育館)
- 第8 所管事務の継続調査について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
平成 年 月 日 条例第 号	
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>附 則（平成 年 月 日 条例第 号抄）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブ（ひまわり第1学童クラブ及びひまわり第2学童クラブに限る。以下同じ。）に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。</p> <p>3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

学童クラブ名	位置
ひまわり第1学童クラブ	流山市鱈ヶ崎7番地の1
ひまわり第2学童クラブ	流山市鱈ヶ崎7番地の1

改正前

学童クラブ名	位置
ひまわり学童クラブ	流山市鱈ヶ崎7番地の1

指定管理者選定

(流山市民総合体育館)

- 資料 1 指定管理者選定表
- 資料 2 流山市民総合体育館の指定管理業務に係る収支表
- 資料 3 指定管理者選定評価基準表
- 資料 4 指定管理者候補者概要

指定管理者選定表

施設名： 流山市民総合体育館

	審査項目	審査内容	団体名	団体名	団体名	団体名
			東京ドームグループ	A社	B社	C社
1	申請者(団体)の経営内容	安定性・透明性	7.4	7.3	8.1	7.4
2	当該施設に対する運営理念	施設に関する考え方 熱意と意欲	8.6	6.6	8.4	7.4
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	特色や特化事項・専門性	17.4	12.7	16.7	13.6
4	施設運営	安心と安全性	17.0	14.7	16.3	14.3
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	17.0	13.6	16.9	13.9
6	経営計画	経営の創意工夫	17.1	13.0	16.4	13.0
		計	84.5	67.9	82.8	69.6

指定管理者選定評価基準表

	審査項目	審査内容	審査のポイント	配点
1	申請者(団体)の経営内容	<ul style="list-style-type: none"> 安定性 透明性 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の状況は良好か 企業(団体)経営にあたり物的能力及び人的能力を有しているか 決算や実施事業に係る報告が適切に行われたか 	10
2	当該施設に対する運営理念	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する考え方 熱意と意欲 	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設に対しどのような思い入れがあるか 当該施設の運営理念に妥当性はあるか 	10
3	申請者(団体)の施設や業務への関わり	<ul style="list-style-type: none"> 特色や特化事項 専門性 	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設または同種、類似施設との関わりはあるか 施設運営に係る物的能力、人的能力などを有しているか 自主事業計画書の内容等に特色や専門性は見られるか 	20
4	施設管理	安心と安全性	<ul style="list-style-type: none"> 防火・防犯・衛生面での対策はあるか プライバシー保護が図れるか 施設や設備の点検は十分にとられるか 人員配置は適正か、緊急時の対策は採られているか 	20
5	事業運営	施設の有効利用 (利用率の向上)	<ul style="list-style-type: none"> 要望や苦情対応が適切にとられるか 接遇とサービスの向上がはかれるか 開館時間やスペースが有効に活用されるか 地域や他の施設との連携が図られるか モニタリング結果をどのように反映し向上させるか 	20
6	経営計画	経営の創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画書の内容は妥当か 経費の縮減に努めているか 自主事業等による新たな収入はあるか (参考価格と比較して)提案の指定管理料に節減努力がみられるか 	20
			計	100

指定管理者候補者概要

施設名：流山市民総合体育館

指定管理者候補者	東京ドームグループ
代表	株式会社東京ドーム 代表取締役 久代 信次
設立	昭和 11 年 12 月 25 日
所在地	東京都文京区後楽一丁目 3 番 61 号
売上高	83,215 百万円 (平成 27 年 1 月決算)
従業員	822 名 (平成 27 年 1 月末現在)
主な受託業務	<p>1. 主な事業</p> <p>各種スポーツ施設に関する管理、運営</p> <p>2. 指定管理者として管理運営している主な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米スポーツセンター (H18.4～H28.3) ・東村山市民スポーツセンター (H24.4～H29.3) ・文京総合体育館他 7 施設 (H21.4～H31.3) ・板橋区小豆沢体育館他 22 施設 (H27.4～H32.3) ・流山市野々下福社会館・児童センター (H24.4～H29.3) ・流山市思井福社会館・児童センター (H27.4～H32.3) <p>ほか</p>